

舞 鶴 総 第 200 号
令 和 2 年 12 月 4 日

舞鶴市議会議長
山 本 治兵衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 17 号

民事調停の申立ての専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり民事調停を申し立てることについて専決処分する。

令和 2 年 11 月 27 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 申立ての趣旨

市有地(舞鶴市字行永地内)に権限なく建物を建築し、所有している相手方甲、乙及び丙に対し、当該建物の収去及び当該土地の明渡しを求めるとともに、平成 10 年 12 月 1 日から建物の収去及び土地の明渡し済みに至るまで年額 2,311,000 円の割合による賃料相当損害金の連帯支払及び調停費用の負担を求める。

2 申立ての理由

相手方甲は平成 8 年頃から、相手方乙は平成 10 年頃から、相手方丙は平成 7 年又は平成 8 年頃から、当該市有地に権限なく建物を建築し、所有しており、相手方甲所有の土地と当該市有地との交換、当該市有地の買取り等の協議を行っていたが、合意に至らないため。